

# 石川県公報

平成 26 年 7 月 1 日  
第 1 2 7 1 0 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

<b>告 示</b>		○青少年に有害な図書等の指定 (同) 5
○個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額 (文化振興課) 1		○農地中間管理機構の指定 (農業政策課) 5
○平成26年度クリーニング師研修の指定 (葉事衛生課) 3		○平成26年度に石川県において締結が見込まれる建設工事の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (監理課) 6
○平成26年度クリーニング業務従事者講習の指定 (同) 4		<b>公安委員会</b>
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 4		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 7

## 告 示

### 石川県告示第302号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条第1項の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

なお、平成14年2月15日石川県告示第70号は、平成26年6月30日限りで廃止する。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の種類	施設の名称及び使用に供する設備	(名称) 石川県立音楽堂 (設備) コンサートホール及び楽屋A
	演説会場の面積	一四五八・三平方メートル
施設の使用程度	場	照明の種類程度 常設電灯、照明セットC
	演説会場	演壇 一個
		机 一〇脚
		椅子 三〇脚
	演	拡声装置 一式
施設	弁士控室	照明の種類程度 常設電灯
	楽屋 一室	
その他	下駄棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。

納付すべき費用の額	区 分	午 前 午前九時から 正午まで	午 後 午後一時から 午後四時まで	夜 間 午後五時から 午後九時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日	七二、八九〇円	一〇三、九六〇円	一一一、六六〇円
	その他の日	六三、六四〇円	八八、五三〇円	一〇五、二〇〇円
	加算額 冷暖房期間中は、ホール及び楽屋各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。) 音響設備、照明設備、舞台装置 音響、照明、舞台の各装置に係る操作員人件費	候補者負担		

施設の種類の	施設の種類	施設の名称及び使用に供する設備 (名称) 石川県立音楽堂 (設備) 邦楽ホール及び楽屋1		
演説会場の面積	一〇七七・一平方メートル			
施設の使用範囲の	演説会場	照明の種類程度 常設電灯、照明セットC		
	演壇	一個		
	椅子	一〇脚 三〇脚		
	拡声装置	一式		
施設	弁士控室	照明の種類程度 常設電灯		
	楽屋 一室			
その他	下駄棚、便所、雨具掛等 平常のまま開放する。			
納付すべき費用の額	区 分	午 前 午前九時から 正午まで	午 後 午後一時から 午後四時まで	夜 間 午後五時から 午後九時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日	六九、八二〇円	九〇、六〇〇円	九六、九九〇円
	その他の日	六四、六八〇円	八二、三八〇円	八六、七〇〇円
	加算額 冷暖房期間中は、ホール及び楽屋各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。) 音響設備、照明設備、舞台装置 音響、照明、舞台の各装置に係る操作員人件費	候補者負担		

施設の種類	施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県立音楽堂 (設備) 交流ホール及び控室1	
	演説会場の面積		五六一・七平方メートル	
施設の使用範囲	会場	照明の種類程度	常設電灯、照明セットB	
	演説機	演壇	一個	
		椅子	一〇脚	
	演説機	椅子	三〇脚	
施設の控室	拡声装置		一式	
	照明の種類程度	常設電灯		
	楽屋 一室			
その他	下駄棚、便所、雨具掛等		平常のまま開放する。	
額の	区分	午前	午後	夜間
		午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十二年法律第七十八号)に規定する休日	一四、三七〇円	一六、一三〇円	一七、八八〇円
	その他の日	一三、八三〇円	一四、〇七〇円	一五、三二〇円
納付すべき	冷暖房期間中は、ホール及び楽屋各区分の使用料に百分の三十を乗じた額(算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。) 音響設備、照明設備、舞台装置 音響、照明、舞台の各装置に係る操作員人件費			候補者負担

石川県告示第303号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、平成26年度クリーニング師研修を次のとおり指定した。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 主催者の所在地及び名称  
東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 種類  
第1型研修
- 3 日時  
第1回 平成26年9月21日(日)  
第2回 平成27年2月22日(日)
- 4 場所  
第1回 七尾市三島町70-1  
七尾商工会議所  
第2回 金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県地場産業振興センター

## 5 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	1時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間
洗濯物の処理	1時間
繊維及び繊維製品	1時間
レポート	あり
計	4時間

## 6 受講料

5,000円

## 7 受講の申込み及び問合せの窓口

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター  
 金沢市出羽町2番1号 石川県庁出羽町分室  
 電話番号 076-262-7776

## 石川県告示第304号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、平成26年度クリーニング業務従事者講習を次のとおり指定した。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 主催者の所在地及び名称

東京都港区新橋6丁目8番2号  
 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

## 2 種類

第2型講習（通信制）

## 3 日時

受付開始年月日 平成27年1月9日（金）  
 受付締切年月日 平成27年1月30日（金）  
 レポート提出締切年月日 平成27年2月20日（金）

## 4 講習の科目及びレポート課題

科 目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

## 5 受講料

4,500円

## 6 受講の申込み及び問合せの窓口

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター  
 金沢市出羽町2番1号 石川県庁出羽町分室  
 電話番号 076-262-7776

## 石川県告示第305号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害興行

興行の種類	興 行 の 種 類 名	配 給 会 社 名
映 画	怪談 女霊とろけ腰	オ ー ピ ー 映 画
〃	痴漢と覗き スケベな占い師	新 日 本 映 像
〃	桃木屋旅館騒動記	新 東 宝 映 画
〃	めぞん美熟女 ぬるぬる下宿	オ ー ピ ー 映 画
〃	小悪魔メイド 後ろからお願いします	〃
〃	淫乱OL 思っきり抱いて	新 東 宝 映 画

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成26年7月1日

## 石川県告示第306号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 の 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2014年8月号 (04333-08)	㈱ダブリュエスココーポレーション
〃	N a i N a i プレス北陸 2014年8月号 (06805-08)	電 王 堂 出 版 ㈱
隔 月 刊 誌	DOM 2014年8月号 (86663-08)	㈱ ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成26年7月1日

## 石川県告示第307号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により、農地中間管理機構を次のとおり指定した。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農地中間管理機構の名称及び住所

公益財団法人いしかわ農業総合支援機構

金沢市鞍月2丁目20番地

## 2 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

金沢市鞍月2丁目20番地

- 3 農地中間管理事業の開始の日  
平成26年7月1日

### 石川県告示第308号

平成26年度に石川県において締結が見込まれる特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定するものをいう。）に関し、競争入札に参加する者に必要な資格の基本となる事項並びに資格審査の申請の時期及び方法を次のとおり告示する。

平成26年7月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達をする特定役務の種類

調達をする特定役務（特例政令第2条第3号に規定するものをいう。）の種類は、建設工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第一の上欄に掲げるものとする。

#### 2 申請の時期

申請は、随時受け付ける。

#### 3 申請の方法

##### (1) 申請書の入手方法

当県所定の競争入札参加者資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、(4)に掲げる交付場所において、競争入札参加者資格を得ようとする者に交付する。

##### (2) 申請書の提出方法

競争入札参加資格を得ようとする者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる提出場所に提出すること（郵送の場合は、書留郵便とすること。）。

##### ア 納税証明書

イ 法第27条の27の規定による経営規模等評価結果及び法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し（平成25年10月1日直前の事業年度の終了の日を審査基準日とするものであること。）

##### ウ その他知事が必要と認める書類

##### (3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その書類で外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記し、または添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

##### (4) 申請書の交付場所及び提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部監理課入札・契約グループ 電話番号 076-225-1712

#### 4 入札参加資格審査を申請できる者

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第3条第1項の規定による許可を受けており、かつ、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、当該審査の結果について、法第27条の29第1項の規定による総合評定値の請求をしている者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者

(3) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

(4) 申請日の1月前までに納期限の到来した県税（個人県民税を除く。）及び消費税を完納している者であること。

(5) 次のア又はイに掲げる者でないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争入札に参加させないこととされた者



のうち、当該期間を経過しない者

#### 5 競争入札に参加する者の資格、審査等

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、3(2)により提出された申請書及び添付書類に基づき、4に規定する事由について行う。
- (2) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等（平成8年石川県告示第354号。以下「平成8年告示」という。）に基づく審査において平成26年度の競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者については、この告示による競争入札に参加する者の資格を有する者とみなす。

#### 6 資格審査結果の通知

知事は、この告示に基づく審査において競争入札に参加する者の資格を有すると認められた者（以下「競争入札参加資格者」という。）に対し、競争入札参加資格者決定通知書により資格審査結果を通知するものとする。

#### 7 競争入札参加資格者の当該資格の有効期間

- (1) 決定の日の翌日から平成27年3月31日までとする。
- (2) 平成27年度以降に石川県において締結が見込まれる特定調達契約に関し、競争入札の参加を希望する者は、別途公示を行うので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

#### 8 申請書の変更届出

競争入札参加資格者は、次のいずれかに変更があったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 代表者以外の役員又は理事
- (5) 資本金
- (6) 郵便番号
- (7) 電話番号
- (8) 契約等に関する権限の受任者についての内容
- (9) 建設業許可についての内容
- (10) 申請業種の全部又は一部取下げ

#### 9 資格の取消し等

知事は、競争入札参加資格者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至ったときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 4(1)から4(3)までに掲げる要件に該当しない者となったとき。
- (2) 令第167条の4第1項又は第2項に該当したとき。
- (3) 3(2)に定める申請書の内容及び添付書類の重大な事項について、故意に虚偽の記載等をしたとき。

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第77号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

409	御影町交差点	金沢市御影町27番11号先 市道準幹線512号御影・白菊線と市道2級幹線304号古府・御影線との交差点	H26. 3. 7
410	泉本町4丁目交差点	金沢市泉本町4丁目32番地1先 市道1級幹線8号泉本町線上	H26. 3. 10

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

325	東金沢駅西口 交 差 点	金沢市高柳十一字32番地先 市道小坂73号高柳町線と市道1級幹線71号高柳小坂線との交差点	H26. 3. 7
-----	-----------------	--	-----------

別表第1 (信号機の設置場所) 金沢西警察署管内の表に次のように加える。

294	戸板小学校西 交 差 点	金沢市戸板第二土地区画整理事業施工地区内56街区10番先 市道1級幹線112号若宮・玉鉾線と市道戸板23号戸板北線1号との交差点	H25. 12. 24
295	戸板小学校東 交 差 点	金沢市戸板第二土地区画整理事業施工地区内47-1街区1先 市道戸板23号戸板北線1号と市道戸板23号戸板北線4号との交差点	H25. 12. 24

別表第1 (信号機の設置場所) 小松警察署管内の表に次のように加える。

222	小島町東交差点	小松市小島町20番地先 市道石田橋線と市道天神町長崎線との交差点	H26. 3. 7
-----	---------	-------------------------------------	-----------

別表第1 (信号機の設置場所) 寺井警察署管内の表に次のように加える。

119	湯谷町交差点	能美市湯谷町へ105番地1先 県道和気寺井線と市道佐野湯谷線との交差点	H26. 3. 7
120	三ツ口東交差点	能美市三ツ口町927番地先 主要地方道小松鶴来線と市道三ツ口旭台線との交差点	H26. 3. 10

別表第1 (信号機の設置場所) 白山警察署管内の表に次のように加える。

347	野々市駅南口 交 差 点	野々市市二日市町3街区2番先 県道宮永横川町線と市道野々市駅通り線との交差点	H25. 12. 24
348	鉄工団地東 交 差 点	白山市横江町1675番地先 市道横江北部幹線と市道鉄工団地3号線との交差点	H25. 12. 24

別表第1 (信号機の設置場所) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

172	横山南交差点	かほく市横山ノ43番地4先 市道横山2号線と市道宇気23号線及び市道横山1号線との交差点	H26. 3. 7
173	学園台中央 交 差 点	かほく市学園台1丁目18番地先 市道中沼6号線と市道学園台3号線及び市道学園台6号線との交差点	H26. 3. 10

別表第1 (信号機の設置場所) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

144	東的場町交差点	羽咋市東的場町雁田1番地5先 県道若部千里浜インター線と市道羽咋204号線及び市道羽咋205号線との交差点	H25. 12. 24
145	大島南交差点	羽咋郡志賀町大島110の1番地先 国道249号と町道818号大島長沢本線及び町道第829号大島宿女連絡線との交差点	H26. 3. 10

別表第1 (信号機の設置場所) 七尾警察署管内の表に次のように加える。

158	小丸山台2丁目 交 差 点	七尾市小丸山台2丁目44番地先 国道249号上	H26. 3. 10
-----	------------------	----------------------------	------------

別表第4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。



874	市道山科1丁目線 2 号	金沢市山科1丁目8番11号先	円光寺2丁目方向から泉ヶ丘通り方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで (日曜、休日を除く。)
875	市道山科1丁目線 2 号	金沢市山科1丁目7番5号先	窪2丁目方向から泉ヶ丘通り方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から 9:00まで (日曜、休日を除く。)

別表第7(歩行者用道路)津幡警察署管内の表に次のように加える。

15	市道宇野気5号線	かほく市宇野気133番地1先から かほく市宇野気6番地先まで	約432 メートル	7:00から 8:30まで (土曜、日曜、 休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
16	市道宇野気19号線	かほく市宇野気28番地1先から かほく市宇野気38番地先まで	約68 メートル	7:00から 8:30まで (土曜、日曜、 休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車

別表第8(歩行者の横断禁止)金沢東警察署管内の表2の項を次のように改める。

2	県道金沢停車場北線	金沢市浅野本町1丁目16番1号先から 金沢市昌永町15番50号先まで	終 日	約400 メートル
---	-----------	---------------------------------------	-----	--------------

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表に次のように加える。

77	自動車専用道路 金沢田鶴浜線 (下り線)	河北郡内灘町字大根布1251番地2 先から 河北郡内灘町字大根布ハ字16番地1 先まで	約1,360 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自 動 車
190	市 道	ゾーン30 (1)かほく市宇野気126番地1先 (2)かほく市宇野気210番地先 (3)かほく市宇野気1番地1先 (1)から(3)までの場所を結ぶ線により 囲まれた区域内の道路。	約866 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を 除く。)

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表1、75の項を次のように改める。

1	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線(下り 線)	河北郡内灘町字向栗崎チ2番地169 先から 河北郡内灘町字大根布1251番地2 先まで	約1,670 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自 動 車
75	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線(上り 線)	河北郡内灘町字向栗崎チ2番地169 先から 河北郡内灘町字大根布1251番地2 先まで	約1,670 メートル	毎時60キロ メートル	終日	自 動 車

別表第13(車両通行帯)津幡警察署管内の表1、2の項を次のように改める。

1	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線(下り 線)	河北郡内灘町字千鳥台4丁目151番地先から 羽咋市西釜屋町オ之部63番地2先まで	2	約33,284 メートル
2	自動車専用道路 主要地方道金沢 田鶴浜線(上り 線)	羽咋市西釜屋オ之部63番地2先から 河北郡内灘町字千鳥台4丁目151番地先まで	2	約33,284 メートル

別表第18(駐車禁止)白山警察署管内の表12の項を次のように改める。

12	主要地方道金沢 美川小松線	白山市湊町ム112番地先から 白山市美川南町ヲ22番地先まで	約2,520 メートル	終日	車	両
----	------------------	-----------------------------------	----------------	----	---	---

別表第1(信号機の設置場所)七尾警察署管内の表122の項を次のように改める。

122	削	除
-----	---	---

別表第13(車両通行帯)津幡警察署管内の表3、4の項を次のように改める。

3	削	除
4	削	除